

<算定方法の考え方と計算例> *テナント事業者等の場合*

①テナント事業者

店舗面積 100㎡毎に 2万円 × 時短率 × 時短日数

- 100㎡を1単位とし、1単位未満は切り捨てとします。
 - 店舗面積が100㎡未満の場合は100㎡とみなします。
- <例> 店舗面積が下記の場合
- ・ 80㎡ = 1単位 (100㎡とみなす)
 - ・ 123㎡ = 1単位 (単位未満切捨て)
 - ・ 234㎡ = 2単位 (単位未満切捨て)

又は

②映画配給会社

映画の終了時刻が21時を超える予定だった常設スクリーン数 × 2万円 × 時短率 × 時短日数

- 上映室を店舗とみなします。
- <例>
- ・ 常設スクリーンが5つある映画館で上映した映画のうち、終了時刻が21時を超える予定だったスクリーンが3つ → 3スクリーン (上映室を店舗とみなすため21時を超えていないスクリーンは対象外)

◎時短率とは

テナント事業者：短縮した時間 ÷ 本来の営業時間

- 「短縮した時間」とは、夜間時間帯 (20時から翌日5時までの間) において短縮した時間をいいます。
- <例>
- ・ 22時までの営業を20時までとした = 2時間短縮
 - ・ 22時までの営業を19時までとした = 2時間短縮 (20時を超える部分のみ)
 - ・ 22時まで営業を休業とした = 2時間短縮 (20時を超える部分のみ)

映画配給会社：時短営業により上映できなくなった映画の回数 ÷ 本来上映する予定であった映画の回数

- 映画館の場合は、21時までの時短営業です。
 - 映画の回数は、終了時刻が21時を超える予定だったスクリーンのみでの上映回数としてください。
- <例>
- ・ 常設スクリーンが5つある映画館で上映した映画のうち、終了時刻が21時を超える予定だったスクリーンが3つ → 当該3スクリーンでの映画上映回数に限る

補足

- 「本来上映する予定であった映画の回数」とは、他の配給会社の上映分も含め、同一スクリーンで上映する予定であった全ての映画の上映回数です。
- <例>
- ・ スクリーン1で配給会社Aが作品①を4回、配給会社Bが作品②を2回上映する予定だった → 配給会社Aの時短率算出時の本来の上映回数 = 6回 (4+2)

◆①テナント事業者計算例◆

【事例】

- ・ 営業時間 : 10時~22時 (→12時間)
- ・ 短縮した時間 : 20時~22時 (→2時間) } 2÷12=6分の1
- ・ 店舗面積 : 250㎡ (→2単位)
- ・ 時短日数 : 20日

<基準数> <単価> <時短率> <時短日数>

$$2 \times 20,000 \times \frac{1}{6} \times 20 = 133,334 \text{ 円}$$

(←133333.333...)

→ 千円未満切り上げ → **134,000 円**
<申請額>

◆②映画配給会社計算例◆

【事例】

- ・ 本来の上映回数 : 15回
- ・ 上映できなくなった回数 : 5回 } 5÷15=3分の1
- ・ 21時以降終了予定スクリーン数 : 5スクリーン
- ・ 時短日数 : 20日

<基準数> <単価> <時短率> <時短日数>

$$5 \times 20,000 \times \frac{1}{3} \times 20 = 666,667 \text{ 円}$$

(←666666.666...)

→ 千円未満切り上げ → **667,000 円**
<申請額>